

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年六月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第五十二号

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

広島県漁港管理条例の一部を改正する条例（平成十九年広島県条例第五十一号）の施行期日は、平成二十年七月一日とする。